

宮崎市議会 令和3年第5回定例会 6月17日 一般質問
山口俊樹議員 4 包括外部監査への対応について 34:45-
全国市民オンブズマン連絡会議による文字起こし

山口俊樹：続いて包括外部監査の対応についてでございます。

宮崎市は毎年約1000万かけて、弁護士さんや公認会計士さんなどに市の業務執行に関して監査を委託しております。それがしっかり生かされているか確認をさせていただきます。平成29年度の外部監査では、生活保護に関する事務が対象でした。

その報告書では様々な指摘が行われていますが、その中で私が気になったのが、ケースワーカーの配置数が長期間にわたって法律を定める基準を満たしていないという指摘でございます。

指摘を受けた後に職員の増員はあったようですけども、法律に照らし合わせて、この10年間、宮崎市が基準を満たしたことがあるんでしょうか。

議長：福祉部長

福祉部長：はいお答えいたします。

生活保護業務を担当するケースワーカーにつきましては、社会福祉法第16条において、80世帯に対し、ケースワーカー1人標準として配置するものとされております。

この10年間で、本市のケースワーカーの数が、この基準を満たしたことはなく、平成29年度の本市包括外部監査でも配置すべきケースワーカーの標準数86人に対し、実人員で11人不足しているとの指摘がございましたが、ケースワーカーの人員体制の充実につきましては、人事課と協議を行い、年々増員を図ってきたところでございます。

本年4月1日現在では、社会福祉第一課および第二課合わせて85人のケースワーカーを配置しており、ケースワーカー1人あたりの世帯数も、平均で80.9世帯と改善されてきているところでございます。

以上でございます。

議長：山口俊樹議員

山口俊樹：この10年で基準を満たしたことはないということでございます。

こちらはこの10年のケースワーカーの数に関する市一覧でございます。

ここは最終的な数なんですけど、今答弁いただいたこの85人という数で今80.9という数字がでたのかなと思いますけど、80までもうちょっとですよというご答弁だったと思いますが、実は違うんですね。監査で指摘されてるんですけども、法令上嘱託員さんというのはカウントしないそうなので、法令上の基準で見ると、74で見るべきじゃないかという考え方もあるようです。ただ嘱託員さんを数に入れるかどうかについては、他の自治体も同様

の対応をとっているところもあるようですし、全体の職員数との兼ね合いの中で、実務上柔軟に対応するという判断もあり得るのかなというふうに思いますんで、どこまで厳格に対応するかは自治体の姿勢によるものかなというふうに思います。じゃあ宮崎市はどうかと、トップの方トップの人戸数市長がですね、市民の命を守ると、これ第一に掲げる自治体です。生活保護行政はまさに市民の命を守る砦ではないでしょうか。

市民の命を守るを第一に掲げているリーダーの組織が10年以上、法律に定める人員配置を満たさない状態なのはいささか寂しいなというふうに思います。さて、昨年福祉部長は答弁の中で、今後コロナの影響で、生活保護世帯が増える可能性も言及されておりました。

まだ明確に生活保護、ケース数がですね、保護世帯が増えてきているということではないようなんですけども、コロナの影響でその数が増えることを見越してですね、ケースワーカーの増員を図るなどの対応する必要があるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

議長：総務部長

総務部長：お答えいたします。

福祉部長が答弁しました通り、生活保護業務を担当いたしますケースワーカーにつきましては、年々増員をしているところでございます。

また、今年4月には、生活保護の決定実施を担当する係を一つ増設し、11係体制とするなど、組織体制の充実強化を図っているところでございます。

議員ご指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、生活保護受給者がさらに増加することも想定されますことから、福祉部とも連携を図りながら、引き続き必要な体制の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長：山口俊樹議員

山口俊樹：はい努力をしますよということでもございました。コロナの影響での生活保護受給はきちんと対応できればですね短期間で生活再建に繋がられる可能性も高いんじゃないかなと私は思っております。増えてからの対応ではなくて、予測してるような予測をして体制構築を検討していただければというふうに思います。

さて、包括外部監査の報告書で指摘された、今のケースワーカーさんの数のような事項がですね、市が何かしらの対応をした場合、措置報告書という形で、監査委員によって措置状況は公表されているようです。

しかし、市のホームページを見ると、措置報告書が平成30年度以降、公表されておられません。

これは、平成30年度以降の外部監査の指摘については、監査委員に措置の通知がされていないということでもよろしいのでしょうか。

また、指摘事項に対する措置を行う責任と、措置報告書の取りまとめをこの責任はどこになるのかも含めて答弁をお願いいたします。

議長：監査委員

監査委員：お答えいたします。

包括外部監査の指摘事項や意見に対して講じた措置状況の公表につきましては、地方自治法において、監査対象団体の長等は、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされており、監査委員はその通知に係る事項を公表しなければならないと規定をされております。

このようなことから、措置状況の通知のあったものは公表しているところでございますが、平成30年度以降については、現段階で監査委員への通知がないことから、公表には至ってないところでございます。以上でございます。

議長：総務部長

総務部長：お答えいたします。

措置状況の取りまとめおよび監査委員への措置の報告につきましては、平成29年度までは監査事務局が行っておりましたが、平成30年度からは、総務法制課で行うことにしたものでございます。以上でございます。

議長：山口俊樹委員

山口俊樹：法律に則れば、監査に措置報告がなされていないということは、監査対象団体の長、つまり今市長は措置をしていないと受け取られかねないと思います。令和2年分は、今年の3月にですね報告書出てますんで、まだ措置報告が出てないのは理解できるんですけども、平成30年度、令和元年度分はどうしてこういう状況になっているんでしょうか。法律的に措置をしないといけないよっていうことじゃないようですけども、なぜここ2年の措置状況の報告がなされていないのでしょうか。今後の対応も含めて答弁をお願いいたします。

議長：総務部長

総務部長：お答えいたします。

平成30年度の包括外部監査は、「債権管理に関する事務の執行」について行われておりますが、各課の措置状況について、集約すべき内容、実施時期、提出期限等の詳細を明確にしなかったため、集約作業を行ってなかったものでございます。

今後、早急に措置状況の取りまとめを行い、監査委員に提出したいと考えております。
なお、令和元年度の包括外部監査は、「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理」について行われておりますが、上下水道局において、指摘事項等をもとに、すでに措置を講じたものもあることから、その措置に関して、7月中に措置状況を提出することとしております。以上でございます。

議長：山口俊樹議員

山口俊樹：令和元年度分は上下水道局が対応していて7月に報告しますと。
問題は平成30年度ですね、措置状況の集約ができてないということで、取りまとめができてないだけで実際対応しているところはあるのかもしれないんですけども、税金1000万円をかけた報告書、そしてその指摘事項、2年以上放置しているように見えてしまいます。何をしてるんですか。ちょっと大きな問題じゃないかなというふうに思います。
市長にお聞きしますが、措置状況の集約をしていないという事実を市長が知ったのはいつですか。
またこの事実について措置を行わなくちゃいけない責任者としての受け止めをお願いします。

議長：市長

市長：はい、お答えいたします。
平成30年度包括外部監査報告書における措置状況の集約作業を行っていなかったものにつきましては、私が総務法制課から報告を受けたのは一昨日でございます。
措置状況につきましてはこれまで集約を行っておらず、監査委員に対する通知がなされていないことを、重く受け止めております。
なお、平成30年度包括外部監査の指導事項に対しましては、現在関係課において措置を講じておりますので、早急に集約をし、監査委員に報告をするよう指示をしたところでございます。以上です。

議長：山口俊樹議員

山口俊樹：市長が知ったのが一昨日と、私の質問通告を通じて判明されたということのようです。コロナ前の報告書です。
まあ、かなり「債権管理に関する事務の執行」の報告書、かなり指摘事項多かったので、作業が膨大になるということはわかるんですけども、取りまとめを行ってなかったというのは非常に残念だなというふうに思っております。しっかり対応をお願いします。

これはですね、今取りまとめ担当が総務法制課のようなんですけども、実質ですね業務改善とかそういうことに繋がっていくわけなんで、今後内部統制との兼ね合いも考慮しながらですね、どこが対応責任を持って対応するのか今回の件を機にですね、検討をよろしく願いいたします。